

表 7－8 (1) 作業部会での意見の概要と対応方針（第 3 回作業部会）

【事業性 作業部会 7/3】

	意見の概要	対 応
【作業部会の進め方などに関する意見・質問など】		
1	作業部会の部員に対して、検討委員会の開催案内や報告書などについての周知をしていただきたい。	開催の告知については市のホームページに掲載する形で行っているが、報告書の配布を含め、告知や議事報告の方法については、改善に向けて検討する。
2	他の作業部会での議論した内容を今後どのように統合していくのか。	部会でいただいた意見は、次の検討委員会で部長の方から報告していただく。また、部会の意見を検討委員会で揉んでいただき、また次の部会に活かすような流れで考えている。
【ゾーニングマップ案、風力発電などに関する意見交換】		
1	石狩市の場合、大都市にも近いことから海水浴場やプレジャーボートなどのマリンレジャーという観点からの海の利用についても検討が必要ではないか。	海水浴場、ヨット、プレジャーボートなどの沿岸の利用状況を整理し、検討中の「自然との触れ合い活動の場の情報」に加えて評価、整理を行う。
2	実際の発電機の出力がわからない状況、国内でも 4000kw 以上、ヨーロッパでは 9000kw の発電機も出てきている。離隔距離は 500～1000m では駄目だと思う。	環境省の報告、市内で計画、建設中のアセス図書などを参考として、大型化した場合についても考慮しているが、更に事例収集を行い再検討する。
3	洋上については今後、大型化が進むと思われるので、洋上については陸上より離隔距離を変えることも必要ではないか。	大型化した場合の留意事項について整理し、結果に応じて離隔距離の再検討を行う。
4	騒音について、3000kw 以上の風車が導入されている現状から主として 2000～3000kw の情報では議論できないのではないか。	3000kw 以上の大型風車について更に事例収集を行い、結果に応じて離隔距離の再検討を行う。
5	風車から 1 km の距離は近いので、自分であれば低周波で住むことはできないと思う。	国の風力発電騒音のガイドラインや公表されている知見などに基づいて離隔距離などを検討している。
6	洋上について事業性として道路から 10 キロの範囲というのは意味があるのか。	洋上については、道路からの距離について事業性の項目から削除することを検討する。
7	共同漁業権の更に沖は共有海域といって、五つの漁業協同組合が共有している海域がある。この沖合海域の関係者を含めた話も必要ではないか。	今回のゾーニング検討では広域的にすべての関係者にヒアリングを行い調整することは難しく、実際の事業化に際して調整が必要であることを計画書内に記載するような対応を検討する。
8	平成 27 年の国勢調査の結果を用いているが、今後のデータの更新についてはどう考えるのか。	このゾーニング事業は今年度の 3 月で結果をまとめるが、適宜見直しは必要かと考えている。
9	事業性について既設道路から 10 km 以内の根拠はどこから来ているのか。	平成 22 年度の経済産業省による新エネ導入促進基礎調査報告書にある、賦存量を算出した際の事業性の根拠を用いている。
10	事業性の送電線の距離について、送電線の規格についても記載して欲しい。	送電線の種別、容量などについて整理、記載する。
11	既設風車については、計画中で建設見込み、建設中の風車まで含めて取り扱って欲しい。	関連アセス図書など事業内容を確認し、建設が決まっている事業についてゾーニングに含めます。
12	航路について北航路を含め、船舶データを入手するなど、船舶の航行実態を反映した幅をもって、エリアを調整して欲しい。	大型船舶の航行データ等を入手し、北航路を含め、航路に関するエリアの再検討を行う。

表 7-8 (2) 作業部会での意見の概要と対応方針 (第 3 回作業部会)

13	事業性のあるところが赤、ダメなところが緑とゾーニングマップの色使いが信号と逆のイメージになっており、捉えにくい。	色使いについては、導入可能が青など、風力発電事業を行う場合の視点から捉えやすいように、再検討を行う。
----	--	--

【動植物 作業部会 7/12】

	意見の概要	対 応
【作業部会の進め方などに関する意見・質問など】		
1	大型風車の景観や騒音について実感してもらうため、市内の大型風車の現地視察会を開催して欲しい。	作業部会での現地視察会は予定していない。
【ゾーニングマップ案、風力発電などに関する意見交換】		
1	調整エリア A, B, C についてはこれ以上に詳細な評価段階は設定しないのか。	調整エリアの箇所ごとに、その属性(調整すべき事項の詳細)を GIS で表示できるようにデータ整理を行う。
2	風力発電に関連して送電線を敷設する場合、鉄塔が必要となるので、鉄塔についても検討して欲しい。	主に風車の位置で検討しているが、鉄塔の建設に際しても、ゾーニングマップが準用できると考えている。
3	離隔距離の 500 メートル、1000 メートルは 2000kw での考えで、大型化するとどうなるかわからないので、距離は示せないのではないのか。	3000kw 以上の大型風車について更に事例収集を行い、結果に応じて離隔距離の再検討を行う。
4	離隔距離について、2500kw の風車の場合と付帯条件を付けて、3000kw では距離が変わるなど、柔軟な対応ができる示し方ができるのではないのか。	3000kw 以上の大型風車についての事例収集や大型化した場合の留意事項について整理し、結果に応じて離隔距離に関する再検討を行う。
5	重要種とあるが、具体的に対象を示した方がよいのではないのか。	天然記念物、国、道のレッドデータ記載種の動植物を想定しており、計画書に選定根拠を掲載する。作業部会などで特に地域として保全が必要な動植物の情報が得られた場合、重要種としての取り扱いを検討する。
6	動植物では鳥、哺乳類、昆虫など分類の仕方によって、レイヤーの数が変わり、調整エリアの評価にも影響するので、この点を慎重に考慮して欲しい。	他のレイヤー項目とのバランスも考慮して、意見を伺いながら妥当な項目分けを検討する。
7	過去の記録や偶発性の高い稀な確認記録などについては、どのように扱うのか。	収集している海産哺乳類のストランディング(漂着)情報なども含め、意見を伺いながら取り扱いを検討する。
8	オジロワシ、チュウヒに対する保護すべき範囲は感覚として概ねこの程度と思われる。研究事例も少ないので、独自性を求めるのは難しく、既存の情報に従うほかないのではないのか。	既存情報のあるものは情報に基づき、また、意見を伺いながら検討を進める。
9	鳥の場合、繁殖、生息している種を対象とし、偶発的に確認された迷鳥の重要種は考慮する必要はないのではないのか。	迷鳥や過去の記録の取り扱いについては、意見を伺いながら検討する。
10	過去の生息記録であっても、現在も生息環境が残されているシマフクロウ、タンチョウのような種は対象とすべきではないのか。	迷鳥や過去の記録の取り扱いについては、意見を伺いながら検討する。
11	調査を行っていない場所やクマタカなどの種にも評価を当てはめることが必要。	今回の現地調査の結果のみでは難しいと考えるが、意見を伺いながら場所、地形、環境などからある程度の評価を試みる。
12	今回の調査結果から営巣地の 500 メートルという評価は、営巣箇所が移動することも考慮すると狭いのではないのか。	繁殖地の植生などの環境が選考条件になる場合は、植生でエリアを抽出することができると考えるが、選考条件が明確でない種については、意見を伺いながら検討する。

表 7-8 (3) 作業部会での意見の概要と対応方針 (第 3 回作業部会)

13	石狩川河岸の砂丘には自然植生のある自然度の高い地域で、市の保護地区以外の植生も保全エリアに含めるべきではないか。	石狩浜周辺の自然環境は、市民アンケートで保全すべき環境との回答が多くあることから、保全エリアに含めることを検討する。
14	現地調査を行っていないエリアについては、事業実施の際には調査が必要である旨をマップに示すこともできるのではないか。	「情報が少ないエリアであるため、調査実施が必要である」旨などの付帯条件を付けることを検討する。
15	保全エリアを増やしすぎると、マップの実効性が確保しにくくなるのではないか。事業者に対する事業性も考慮されたマップとして、実効性のあるように保全エリアを考えていくことも必要ではないか。	可能な限り客観的な情報の重ね合わせによりマップを作成するが、任意の解析による情報については意見を伺いながら慎重に検討を行う。
16	対象としている洋上の境界が小樽市の地先に入っているのはどうか。小樽市民の側から見ると違和感があるのではないか。	海には小樽市との境界線が無いため、石狩市としてこのエリアでゾーニングを検討する旨を伝えている。石狩湾漁協の漁業権設定海域でもあり、任意の設定であるが、計画書にこれら設定の根拠について記載する。

【景観・まちづくり・騒音等 作業部会 7/17】

	意見の概要	対 応
【作業部会の進め方などに関する意見・質問など】		
1	部会員に対して、中間報告書、検討委員会の議事内容、開催案内などの情報提供を、ホームページ掲載だけでなく、FAX、メールなど部会員の利用可能な方法で丁寧をお願いしたい。	検討委員会開催の告知、議事録の提供などホームページ以外の手段を含め、情報共有に努める。中間報告書を部会員に紙媒体で配布する。
	海岸線からの保全距離について、景観の要素だけでなく、風車が建つと風向きも変わり、漁業にも影響が出ることも考えられるので、漁業者の方々からも詳細に意見を聞いて欲しい。	詳しい漁場や操業の状況について、浜益、厚田、石狩の各漁協支所と意見交換を行い、調整、保全エリアの考え方に反映させる。
2	景観の仰角について実感してもらうため、風車の現地視察会を開催しなければいけないのではないか。	作業部会での現地視察会は予定していない。
【ゾーニング事業、風力発電などに関する意見交換】		
1	環境省の調査でも離隔距離について 1000m 離れていてもトラブルが起きている事例がある。風車の規模が大きくなると離れていてもトラブルが起きることになって、このまま（距離）ではいけないと思う。	大型化した場合の留意事項について整理し、結果に応じて離隔距離の再検討を行う。
2	4000kw では圧迫感が変わるなどが考えられるので、その場合は距離が変わる旨の付帯条件を付けるべきではないか。	3000kw 以上の大型風車についての事例収集や大型化した場合の留意事項について整理し、結果に応じて離隔距離に関する再検討を行う。
3	海の場合、1 キロは途中に目に入るものが無いので、景観として目立つと思う。陸上と同じ感覚で考えるのはどうかと思う。	背景によって見え方が異なることを踏まえて、意見を伺いながら、結果に応じて離隔距離の再検討を行う。
4	国立公園では、特別地域に面した海域について 5 キロの範囲を普通地域にすべきとの提案がなされている。石狩市では国定公園だが、この考えを参考にできないか。	景観の離隔距離に対する一つの目安として、意見を伺いながら、再検討を行う。
5	厚田の市民風車は 1.3 キロ離れた場所でも羽根の音が聞こえる。騒音の離隔距離 1 キロでは足りないのではないか。	国の風力発電騒音のガイドラインや公表されている知見などに基づいて離隔距離などを検討している。

表 7－8 (4) 作業部会での意見の概要と対応方針（第 3 回作業部会）

6	風車で事故が起きた場合の離隔距離も必要ではないか。	住宅から 500m の離隔範囲に含まれると考えるが、事例等を確認し検討を行う。
7	共同漁業権が保全ではなく、調整エリアになっているがその根拠は。	対象海域の殆どが共同漁業権の設定海域であるため、当初からすべて保全エリアと設定するのは難しい。漁業の利用実態、操業海域の詳細について意見交換を行った後、エリア分けを検討する。
8	港湾区域についても特別採捕という形で漁業を行っているので、調整事項として考慮して欲しい。	操業の実態等の意見を伺いながら、検討を行う。
9	環境省の出している風力発電の騒音に関する指標も幾つかあると思うので、複数の指標から検討して欲しい。	指標について環境省の報告を中心に、大型化した場合についても考慮し、更に事例収集を行い再検討する。
10	環境省の事例として 2000kw クラスの一昔前の基準が使われているので、さらに資料収集して検討する必要があるのではないか。	3000kw 以上の大型風車について更に事例収集を行い、結果に応じて離隔距離の再検討を行う。
11	二次スクリーニング素案で 500、1000m のバッファが重なることで、住宅エリアや人の使っているエリアがほぼカバーされているのであれば、暫定的に 500、1000m を用いて、大型化した場合の保留事項を付けて見直しが必要であることを明記することはどうか。	見直しの必要性、離隔距離の妥当性について、意見を伺いながらさらに検討を行う。
12	既存風車の 500m 以内は保全エリアとのことであるが、風車を新設するときは 500m 以内でも複数立てることができるが、既存の風車があれば 500m 以内には増設できないとなれば、不合理ではないか。	風車も大型化しており、通常でも 500m 程度の間隔になると考えるが、他事例等を確認の上、再検討する。
13	動物の生息の場として厚田では草原、遊休地が多いのだが、保全エリアにはならないのか。	動植物部会で調査結果から市全域について外挿を行い、保全する植生などの環境を抽出する検討を行っている。
14	山を触ると災害につながるので、山地に導入可能エリアを設けるのは駄目ではないか。	山地について、保安林、急こう配な地形、地すべり危険箇所など、防災上配慮が必要なエリアについては保全エリアとしている。
15	小樽側（銭函海岸）の海域は石狩漁協の漁業権海域なので、ゾーニング対象とはならないのか。	共同漁業権の設定海域に対応するように再検討する。
16	ゾーニングマップの色使い、導入が難しいエリアを赤色に近づけていくのが普通ではないか。	色使いについては、導入可能が青など、風力発電事業を行う場合の視点から捉えやすいように、再検討する。
17	景観については、山の尾根線上を避けるという考えもあるのではないか。	通常は人から見えない尾根線もあるので、意見を伺いながら、再検討する。

表 7-9 (1) 作業部会での意見の概要と対応方針（第 4 回作業部会）

【景観・まちづくり・騒音等 作業部会 11/28】

意見の概要		対 応
【風力発電ゾーニング計画書案に関する意見交換】		
1	2 ページ図 1「市内等の風力発電事業の状況」で、青が既設風車、黄色が建設・計画中の風車を示しているが、「株式会社市民風力発電（建設中）」とあるのは、既に建設が終わっていると認識しているが。	12 月 1 日時点の状況として、既設風車を示す青色に修正する。
2	鳥類以外の動物はどのようなものを対象としているのか。	既往情報として収集した、市内等の環境影響評価図書からの情報として、哺乳類、爬虫類、昆虫類などすべての生物を対象に、重要種として確認されている情報を抽出している。
3	国内外のガイドライン等の設定事例により、景観や騒音等について配慮した結果、風車建設後の住民の反応や満足度がどうだったかなどの調査結果はないか。	具体的な事例やデータは把握していない。本ゾーニング事業の終了後に寄せられた意見等があれば、今後の見直しの参考とする。
4	市民アンケートで、風力発電施設を建てた地域の電気料金が安くなる、震災のときに優先して電力を使える、など実態に合わない設問があったが、その結果の取り扱いはどうなるのか。	作業部会等において「現実にそぐわない」等の指摘を受けた設問については、その結果をゾーニングマップ等の検討に用いることがないように取り扱っている。 なお、市民アンケート結果からは、主に、守りたい自然環境、景観などに寄せられた意見を参考として、景観資源、主要な眺望点及び自然との触れ合い活動の場の設定等を行っている。
5	環境保全エリアが調整エリアに変わる可能性があるのか。	法令等による指定地域が変更された場合に、エリア変更の可能性が考えられる。 なお、環境保全エリアとしている事業性の低いエリアの取扱いについては、環境保全エリアと別の表示方法とすることを検討する。
6	39 ページ「さらに、ゾーニングマップは、太陽光やバイオマス発電など…」について、準用できる情報が含まれるから使えるという表現になっているが、「ゾーニングマップ」ではなく、「レイヤー」や「これに用いた資料」などと表現を修正すべきでは。	該当部分について、「ゾーニングマップの作成に用いたレイヤー」と表現を修正する。
7	ゾーニング計画等策定後の見直しについて、情報の更新に加え、運用面についても、見直しをしていかなければいけないのではないか。	今後の情報更新や運用にあたっては、情報の信頼性を確保していく必要があることから、調査手法や情報の提供方法等、詳細な検討が必要と考えている。
8	39 ページ「事業計画段階で、適地誘導を図り、環境アセスの円滑化や迅速化を図るほか、」とあり、留意事項の軽減や緩和の措置はないという意味合いと反しているように感じる。	環境アセスメント手続きが簡略化されるといった誤解を招かないよう、「迅速化」を削除する。

表 7－9（2） 作業部会での意見の概要と対応方針（第 4 回作業部会）

9	風車を含めた色々な音を対象とし、41dB を超えると、睡眠障害が出ているということが海外論文で報告されている。療養が必要で、睡眠をしっかり取らなければいけないような施設の周りは、もう少し離隔距離を伸ばせないか。	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域の夜間の環境基準（40dB）までに減衰すると試算される 1,200m を調整エリアとして設定していたが、「3-19 病院」、「3-20 福祉施設」のレイヤーにおいては、1,200m までを環境保全エリアに変更する。
10	現地調査、関係団体アンケート、関係者ヒアリングなどの実施日や内容を記載して欲しい。	計画書の別冊として「資料編」を作成し、掲載可能な情報についてはできるだけ記載する。
11	環境面では累積的影響の考慮については、どのように検討されているのか。	累積的影響に関しては、市内の稼働中及び建設・計画中風車からの離隔距離の設定、また、騒音等の環境保全に係る離隔距離の検討にあたって、11 基の風車からの騒音レベルを想定するなど、風力発電設備の集中による影響を回避する考え方を取り入れて検討を行った。

表 7-9 (3) 作業部会での意見の概要と対応方針（第 4 回作業部会）

【事業性 作業部会 11/28】

意見の概要		対 応
【風力発電ゾーニング計画書案に関する意見交換】		
1	国は認めていなくても、全国的に低周波の被害者がいるので、800m や 1,200m ではなく、もっと離していただきたい。	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域の夜間の環境基準（40dB）までに減衰すると試算される 1,200m を調整エリアとして設定していたが、「3-19 病院」、「3-20 福祉施設」のレイヤーにおいては、1,200m までを環境保全エリアに変更する。
2	累積的影響についてゾーニングに加えるべき。	累積的影響に関しては、市内の稼働中及び建設・計画中風車からの離隔距離の設定、また、騒音等の環境保全に係る離隔距離の検討にあたって、11 基の風車からの騒音レベルを想定するなど、風力発電設備の集中による影響を回避する考え方を取り入れて検討を行った。
3	既存の風力発電を考慮した情報が、どこに反映されているかを示し、レイヤーの作成に位置づける必要がある。	既存風車から 800m の範囲を調整エリアとしている。該当するレイヤー図には、風車位置と範囲を合わせて図示する。
4	既存風力発電の取り扱いや累積的影響について考慮した内容を記載するとよい。	検討を行った内容や関連項目等について整理し、記載する。
5	風車が大型化した場合などに対応できるよう、離隔距離を設定した根拠、風車の諸元を提示し、議論できる形にすることが重要である。	設定条件を示すとともに、33 ページの留意事項に、実際に予定する風車の騒音レベルや体格等に応じた離隔距離の確認が必要である旨を記載する。
6	3 ページ図 2 の位置づけについて、主体が石狩市か風力事業者なのかが分りにくい図となっている。	「風力発電ゾーニング計画」、「環境アセスメント」及び「事業の着手」など、それぞれの主体が分るような図に変更する。
7	留意事項に、「土地所有者との調整は事業者自らが個別に行う必要がある。」とあるが、事業者からは調整できれば事業ができると捉えられるのではないか。	33 ページの留意事項に、土地所有者との調整だけでなく、先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーションや十分な配慮に努めなければならない旨を加筆する。
8	実際に事業性を評価、担保するものではないということに加えて、先行利用者との調整を担保するものではないというような、調整エリアの意味を加えると良いのではないか。	1 ページの総論に、土地の所有者や先行利用者等との調整が済んでいるものではないということを加筆する。

表 7-9 (4) 作業部会での意見の概要と対応方針（第 4 回作業部会）

【動植物 作業部会 11/29】

意見の概要		対 応
【風力発電ゾーニング計画書案に関する意見交換】		
1	先行利用者と風力発電事業者が直接行き、そこが調整エリア A であっても、両者が納得したときは建てられてしまうということか。	事業ができることを担保しているものではない。 なお、33 ページの留意事項には、土地所有者との調整だけではなく、先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーションや十分な配慮に努めなければならない旨を加筆する。
2	北海道の水資源保全地域は含まれているか。	北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であるとされていることから、市内における水資源保全地域を調整エリアとするレイヤーを追加する。
3	全体的に文章が難しく理解が大変である。	ゾーニングの検討に際しては、法令等や技術的な内容や専門用語が多く含まれることから、ご理解いただきたい部分もあるが、用語解説の追加のほか、可能な限り文章の平易化に努める。
4	石狩湾新港エリア（港湾区域）を空白にしているため、一見、環境配慮情報がないエリアに見えるが、情報があるのであれば、レイヤーを重ねた結果も示した方が良いのではないか。	港湾区域内におけるゾーニングの評価結果を重ねて表示するよう工夫する。
5	隣接する自治体との境界付近では、自治体との話し合いが必要なのではないか。	隣接する札幌市と小樽市の担当者には作業部会にオブザーバーとして参加していただいたほか、意見交換など情報共有を図ってきたところ。 なお、33 ページの留意事項に、境界付近での事業計画については、隣接自治体との調整が必要である旨を明記する。
6	収集情報、調査データについて、情報の公開、情報の更新を行うことを考えているのか。	最終的なゾーニングマップは、石狩市 WebGIS による公開を予定している。 今後、詳細な情報の公開や更新にあたっては、利用登録や利用制約の設定等、詳細な検討が必要と考えている。
7	現地調査場所は限られるが、調査した場所だけに鳥がいる、植物がある、ということでは、他にはいないという話になってしまう。 外挿の結果について、精度が低くても予防原則として、反映させる、あるいは不確実性をもった調整エリアの一つとして、示した方が良いのではないか。	現地調査結果から市域全体について鳥類の生息分布状況を推定する解析を行った。 推定分布図をもとに、生息状況に応じて「環境保全エリア」及び「調整エリア」に設定するレイヤーを追加する。

8. パブリックコメントの実施

8.1 実施期間

【パブリックコメント実施期間】

平成30年12月17日（月）から平成31年1月17日（木）まで

8.2 実施概要

【担当部局】 環境市民部環境政策課

【意見提出者】 16人

【意見件数】 107件

【意見への対応】

採用	： 意見に基づき原案を修正するもの	6件
一部採用	： 意見の一部に基づき原案を修正するもの	7件
不採用	： 意見を原案に反映しないもの	42件
記載済	： 既に原案に盛り込まれているもの	2件
参考	： 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	4件
その他	： ご質問・ご意見として伺うもの	46件

8.3 意見内容と対応

・採用（一部採用含む。）した意見の要旨と検討内容 表 8－1 に示す。（一部抜粋）

表 8－1 (1) 採用（一部採用含む。）した意見の要旨と検討内容（一部抜粋）（1/3）

No.	意見の要旨	検討内容
1	調整エリアは先行利用者との調整（合意形成）や適切な環境保全措置を講じる必要性が高い領域と定義されていますが、先行利用者の定義を明確にしてください。先行利用者は調整レイヤーの種類によって決まるものと思われませんが、それぞれ具体的に明示する必要があると思います。	ご意見を踏まえ、風力発電ゾーニング計画書（以下「計画書」という。）の目次裏に記載している【本計画書で用いている主な用語の解説】に、次のとおり先行利用者の解説を追記いたします。 ○「先行利用者とは、土地や海域を先行して利用・活用している団体や個人等（所有者を含む）をいい、陸上風力の場合は農林業関係者やその関連団体、洋上風力の場合は漁業関係者や海運、マリンレジャー等の事業者やその関連団体等が該当する。」 なお、土地や海域における先行利用の状況は、多岐にわたるものと考えられることから、すべてを的確に把握し具体的に明示することは困難と考えます。
2	P. 18 表 10 環境保全エリアの選定結果（2）回転時（稼動時）には不快感や圧迫感も出てくるであろう。建てる前に、丁寧な説明が必要である。	ご意見の風力発電施設に伴う不快感等については、個人の受容性による差があると言われてしていますが、風力発電事業者による地域住民等との適切なコミュニケーションは必要であると考えますので、33 ページ表 16 の一部を次のとおり修正します。 ○修正前「…実際の事業計画の検討や企画・立案に当たっては、土地所有者との調整は事業者自らが個別に行う必要がある。」 ○修正後「…実際の事業計画の検討や企画・立案に当たっては、土地所有者との調整は事業者自らが個別に行う必要がある。また、事業計画作成の初期段階から、<u>先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めなければならない。</u>」
3	○該当ページ等 P8 図 6、P9 図 7 ○意見 事業性の低いエリアを判断する風況データの適切性が示されていない。事業性が低いと判断された場所も全て「導入不可」とすべきではなく、詳細調査の結果によっては事業性エリアとなり得ることを付記すべき。 ○理由 NEDO「局所風況マップ」による風況は、実測箇所以外は推定値であり、実際の風況は実測によって確認が必要である。	ゾーニングマップ等の検討において、広範囲に風況調査を実施することは困難であることから、既存の公開情報を活用しています。 本市のゾーニングは、市全域の陸域及び地先海域の一定範囲を対象として、「環境保全エリア」、「調整エリア（3段階）」及び「導入可能エリア」を決定するものです。 風況等の条件が一定の基準未滿となり、事業性エリアとして抽出されなかった区域（事業性の低いエリア）については、ゾーニングマップのエリア決定から除外しないため、「環境保全エリア」に加えることとしていましたが、そのことによって、風況等以外の環境配慮情報の重なり度合いの表示を打ち消すことになっていましたので、ゾーニングマップ上でその両方を確認できるように表示方法に見直します。 なお、「事業性エリア」であるかどうかについては、ゾーニングの最終評価（エリア区分）ではありませんので、ご意見の補足説明は追加いたしません。

表 8－1 (2) 採用（一部採用含む。）した意見の要旨と検討内容（一部抜粋）（2/3）

No.	意見の要旨	検討内容
4	1 景観資源 （１）距離について 環境保全エリアとして 800m、調整エリアとして 1200m を設定している。計画書 p28 に高さ 140m の風車を例に 800m、1200m の距離での合成写真が掲載されている。景観・まちづくり・騒音の第 4 回作業部会資料「環境配慮情報（作成レイヤー）」の資-48 に【5-9】景観資源の図があり、マクンベツ湿原やはまなすの丘公園、戸田記念公園、黄金山等が記載されている。例えばマクンベツ湿原を例に考えると、周辺 800m の範囲には風車は立たないが、これを越えて 1200m の範囲には立つ場合もあり、1200m を越えた周辺は建設 OK ということになる。果たしてこの条件は受け入れられるであろうか。1200m 離れていても大きいという印象を受ける。文化財保護法の名勝地に指定されている黄金山の場合、頂上から眺めた場合、周囲 360 度は丸見えである。周辺 1200m を越えた所に風車が見える風景はどうであろうか。遠くから望む場合でも、山と共に風車が見える風景は歓迎されるであろうか。計画書 p26 の表 13 「仰角（視覚）、距離の変化に伴う見え方の変化」によると、高さ 140m の物体の場合、800m 離れると見える視角（仰角）は 10～12 度で「眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる」と説明がある。1200m の大きさに見える視角は約 7 度で、表に 5～6 度が「景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）」と書かれているので、明らかに景観的に影響がある角度になる。従って、景観資源からの距離は提案の条件では不十分と考える。視角 3 度で「気になる」とあるので、気にならない少なくとも 3 度未満になるようにすべきである（この時の距離は 2600m）。それでも、1.5～2 度で「シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す」とあるので、夕方見た時に、残念な風景に出会うことになる。是非、再考をお願いしたい。	景観の受容性には個人差があると言われているため、風車の見え方に対する賛否を判断することは困難と考えますが、ゾーニングマップ等の検討に当たっては、科学的な根拠や知見に基づき、環境保全エリア及び調整エリアを設定しています。 計画書では、最高到達高 170 メートルの風車を想定し、景観資源から「圧迫感を受けるようになる。」とされる仰角（視角）10～12 度のうち、12 度の距離 800 メートルを環境保全エリア、その外側の 1,200 メートルまでの範囲を調整エリアに設定していましたが、ご意見を踏まえ、「景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。」とされる仰角（視角）5～6 度のうち、6 度の距離約 1,600 メートルまでの範囲を調整エリアとします。 なお、この変更については景観資源のほか、離岸距離、国定公園及び自然との触れ合い活動の場からの離隔距離に適用いたします。 また、実際の見え方は、周辺の地形や自然、建造物等を考慮する必要がある、具体的な検討は環境影響評価等により行われるべきと考えますことから、ゾーニング事業においては上記の見直しにとどめます。

表 8－1 (3) 採用（一部採用含む。）した意見の要旨と検討内容（一部抜粋）（3/3）

No.	意見の要旨	検討内容
5	1 主要な眺望点 (2) 取りあげて欲しい眺望点 景観資源にあげられている黄金山は眺望点に入れるべきではないか。濃昼峠も海を望む眺望は大切にしたい。石狩方面から北上し厚田港を望める下り坂からの眺望、「天海珈琲」からの眺望とその周辺も守っていききたい。厚田の別荘地はそこからの眺望が良いことに魅力を感じて購入した方ばかりだと思われるので眺望点になるのでは。	ご意見等を踏まえ、次の「主要な眺望点」を追加します。 なお、厚田港を望む眺望点としては、道の駅石狩「あいろんど厚田」等を既に選定しています。 また、個人が所有する建物や別荘地からの眺望については「主要な眺望点」といたしません。 ○14 ページ表7 環境配慮情報の「5-10 主要な眺望点」として追加する地点 ・黄金山山頂 ・増毛山道眺望点 ・川下海浜公園 ・新送毛トンネル出口（北側） ・濃昼山道眺望点
6	3 福祉施設 計画書 p18 の福祉施設の備考欄に保育所等とあり、周囲 1200m は環境保全エリアとすることになっている。新港西の「食品急送」には事業所内保育所があるので、この周辺 1200m は環境保全エリアとしてピンク色の円が描かれなければならない。しかし、p19 の図9「環境保全エリア」と p37 の図 22「ゾーニングマップ（旧石狩市域 拡大）」を見るとそのようになっていない。事業所内保育所があることは、部会でも言及したが、反映されていないのはどのような理由によるのか。忘れていたのなら、追加で記載をお願いしたい。	新港西地区に設置されている事業所内保育施設から 1,200 メートルの範囲について、環境保全エリアに追加します。
7	ゾーニングマップ上の「導入可能エリア」の位置が不鮮明（濃い色を使う） ＊ユニバーサルデザインの観点からもご一考下さい。	ご意見を踏まえ、導入可能エリアの色合いを検討いたします。
8	P39 ゾーニングマップの活用の 4 行目に再生可能エネルギーの拡大に寄与するよう努める。とありますが、1P 総論には～本市における再生可能エネルギー施策を通じた、人とくらし、産業、自然が調和した自律的かつ持続的な地域創生を推進するものである。とあります。市の施策は市民の暮らしを守るためにあるものと思います。人に配慮した文言を入れて下さい。	ご意見を踏まえ、計画書 39 ページに、次のとおり追記します。 ○最終段落「このような活用を通じて、本市における人とくらし、産業、自然が調和した自律的かつ持続的な地域社会の創造を図る。」
9	北海道水資源の保全に関する条例による指定地域は、レイヤーに含めてもよいのではないかな。	北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であるとされていることから、ご意見を踏まえ、市内における水資源保全地域を調整エリアとするレイヤーを作成します。